



原子力損害賠償紛争解決センター Q&A

～ 目次 1 / 2 ～

I 原子力損害賠償紛争解決センターについて

Q1

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）では何をやるのですか？

Q2

センターでの紛争解決手続の特徴は何ですか？

Q3

手続の期間はどの程度かかるのでしょうか？

II センターの利用にあたって

【1. 申立ての方法】

Q4

センターへ申立てをしたいのですが、どのようにすればよいのですか？

Q5

申立てにあたって費用はかかりますか？

Q6

弁護士に申立ての代理を依頼した場合の弁護士費用は自己負担でしょうか？

Q7

センターで解決できる紛争には、どのようなものがありますか？

Q8

自分の損害について、相談にのってもらえますか？

【2. 申立書の書き方】

Q9

申立書にある損害項目について、全て記載しなければならないのですか？

Q10

申立てにあたって、東京電力に対する直接請求の請求用紙をコピーして、希望の金額に訂正するなどして申し立てることは可能ですか？

Q11

東京電力が直接請求では賠償の対象としていない場合でも、申立てをすることができるのでしょうか？

【3. 東京電力に対する直接請求との関係】

Q12

現在東京電力に直接請求している件についても、センターへ申し立てることは可能でしょうか？

Q13

東京電力に対する直接請求で既に合意したのですが、センターに申し立てることは可能でしょうか？

～ 目次 2 / 2 ～

【4. 申立ての提出資料】

Q14

申立ての際、申立書の他に何か書類を用意する必要がありますか？

Q15

領収書やレシートなどの証拠資料が、全ては残っていない（一部しかない）のですが、申立てをすることはできますか？

Q16

申立書や証拠書類にマイナンバーを記載する必要はありますか？

【5. 申立てのご案内等】

Q17

申立書の書き方が分からないときは、どこに聞けばよいのですか？

Q18

自分と同じような境遇にある方の和解事例を調べることができますか？

【6. 和解仲介の手続の流れ】

Q19

申立てがなされた後の手続はどうなりますか？

Q20

口頭審理期日はどこで行うのですか？

Q21

当面の生活に困っています。和解の仲介を申し立てた損害項目については、全ての和解が成立するまでは賠償金の支払を受けられないのですか？

Q22

東京電力に対する直接請求で回答のあった金額よりも低い金額の和解案が提示されることはありますか？

Q23

和解が成立した場合の手続はどうなりますか？

Q24

平成28年4月1日付けで東京電力の名称が変わったと聞きましたが、センターの申立てや和解仲介手続はどうなるのでしょうか？

Q25

申立てをしても、合意が成立しないこともありますか？また、仲介委員から提示された和解案が受け入れられないこともありますか？

Q26

和解仲介手続の結果、和解が成立しなかった、和解案に納得できないときはどうなりますか？

I 原子力損害賠償紛争解決センターについて

Q1

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）では何をしていますか？

A1

センターは、平成23年3月の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下、「本件事故」といいます。）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介を実施する組織です。

原子力損害の賠償に関する法律に基づき、本件事故による原子力損害の賠償に係る紛争について、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」といいます。）のもとで和解の仲介を実施しています。

センターは、文部科学省のほか、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成されています。

和解仲介の手続においては、公平かつ適正な賠償が迅速に実現されるよう、仲介委員（弁護士）らが当事者双方の意見等を踏まえ、申立人の個別の事情を検討し、中立・公正な第三者の立場から和解案を提示します。

***なお、センターの略称に使用されることのある『ADR』とは、
Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手段）のことです。**

Q2

センターでの紛争解決手続の特徴は何ですか？

A2

本件事故に関する原子力損害の賠償については、

- (1) 東京電力に対する直接請求
- (2) 裁判所への訴訟の提起
- (3) センターへの和解の仲介の申立て

の三つの請求方法があります。

(3)のセンターによる紛争解決手続の特徴は、

- ・申立ては無料（ただし、書類作成費用・郵送費用等は自己負担です）
- ・弁護士を立てず個人の方・法人のご本人だけでも申立て可能
- ・公正かつ中立な第三者の仲介委員（弁護士）が東京電力との間に入って和解案を提示

等です。

Q3

手続の期間はどの程度かかるのでしょうか？

A3

令和3年に和解成立により終了した標準的な申立ては、申立てから9ヶ月程度で和解案が提示されています。

II センターの利用にあたって

【1. 申立ての方法】

Q4

センターへ申立てをしたいのですが、どのようにすればよいのですか？

A4

申立書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、センターの

・東京事務所あてにご郵送

又は

・東京事務所や福島県内にある最寄りの事務所までご持参

ください。開所日についてはセンターのホームページをご覧ください。来所の事前予約は不要です。

申立書用紙は、センターの各事務所・支所の受付に備え付けています。

また、ホームページからダウンロードもできますので、これをご利用いただくことも可能です。申立書の記載内容については、ホームページに記載例を掲載しましたのでご参照ください。

この他、**センターのフリーダイヤル 0120-377-155**

(平日10時～17時)にて、郵送による申立書用紙の送付依頼も承っております。

Q5

申立てにあたって費用はかかりますか？

A5

申立て・和解の仲介に関する手数料はいただいておりません（無料）。

ただし、センターに提出するための書類の作成費用、郵送費用、期日出席のための交通費、代理人として弁護士等の専門家に依頼した場合の費用（Q6参照）などは各自ご負担いただくこととなります。

Q6

弁護士に申立ての代理を依頼した場合の弁護士費用は自己負担でしょうか？

A6

弁護士費用は自己負担となります。

弁護士に代理を依頼するか否かは申立人の判断になり、その費用については当該弁護士との間に締結する契約の内容によります。

弁護士を代理人として申し立てた場合には、本件事故と相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用も賠償の対象となりますが、センターにおいて、弁護士代理人を立てた申立てでは、損害の3%を目安に賠償すべき弁護士費用とした和解案が提示される例が多く認められています。

* 令和3年の申立てのうち、弁護士代理人による申立ては約2割でした。

Q7

センターで解決できる紛争には、どのようなものがありますか？

A7

センターで解決できる紛争は、本件事故により損害を被られた方に対して東京電力が賠償責任を負う原子力損害に関するものに限定されています。

そのため、本件事故とは無関係な事情によって生じた紛争、あるいは、原子力損害の賠償以外の請求は取り扱うことはできません。

【対象となりうる例】

○避難費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能損害、検査費用、財物価値喪失等、除染費用、などの損害に対する賠償を求めると

【対象とならない例】

○原子力発電所の操業停止を求めると
(損害賠償に関する紛争の解決を求めものではないため)

Q8

自分の損害について、相談にのってもらえますか？

A8

センターは申立人・東京電力双方の意見等を伺い、中立的な立場で和解仲介手続を行う組織であるため、申立てに先立って判断をお示しすることはできません。

損害賠償等に関する相談をご希望の方は、

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（損害賠償相談窓口）

0120-013-814

(月曜日から土曜日まで10時～13時、14時～17時)におかけください。

なお、申立書の書き方については、

- ・センターのフリーダイヤル **0120-377-155** (平日10時～17時)
- ・福島事務所及び各支所

にて、ご案内しています。開所日についてはセンターのホームページをご覧ください。来所の事前予約は不要です。

【2. 申立書の書き方】

Q9

申立書にある損害項目について、全て記載しなければならないのですか？

A9

ご自身の請求したい損害項目だけをご記載いただければ結構です。

東京電力への直接請求に対する東京電力の回答に納得できない部分のみを申し立てることも可能です。

該当しない損害項目については、空欄のままで結構です。

損害の内容を詳しく書いていただければ、和解仲介手続がスムーズに進みますので、できる限り詳しく書くようにしてください。

Q10

申立てにあたって、東京電力に対する直接請求の請求用紙をコピーして、希望の金額に訂正するなどして申し立てることは可能ですか？

A10

可能です。

申立ての書式には決まった様式はなく、センターでご用意している申立書も、あくまで参考の書式です。申し立てられたい損害項目や額、その事情等が分かれば結構ですので、ご自身で書式をご用意いただくことも可能です。

Q11

東京電力が直接請求では賠償の対象としていない場合でも、申立てをすることができのでしょうか？

A11

東京電力が直接請求では賠償の対象としていない場合でも、本件事故による原子力損害の賠償を求める申立てであれば、センターでは受け付けています。

【3. 東京電力に対する直接請求との関係】

Q12

現在東京電力に直接請求している件についても、センターへ申し立てることは可能でしょうか？

A12

東京電力に請求中の損害であっても、同時にセンターに申し立てることは可能です。

申立ての際に、その旨を申立書に記載してください。

なお、センターに申し立てたことを理由に東京電力が直接請求手続を進めないときは、センターから東京電力に対して適切な対応を促しますので、速やかにセンターにご連絡ください。

Q13

東京電力に対する直接請求で既に合意したのですが、センターに申し立てることは可能でしょうか？

A13

申し立てることは可能です。

その場合には、直接請求と合意した損害額を超える損害が発生していたかどうか審理の対象となります。

【4. 申立ての提出資料】

Q14

申立ての際、申立書の他に何か書類を用意する必要がありますか？

A14

申立ての際、申立書とは別に

- **申立てを理由づける証拠資料**

(例：契約書、納品書、領収書、税務申告書類、決算書類、登記事項証明書等)

- **一定の資格を証明する資料** (申立人の会社登記事項証明書、委任状等)

を提出していただく必要があります。

提出していただく資料についてはホームページにも掲載しておりますが（「和解の仲介の申立てに当たって」「代理人による申立てをお考えの方へ」「法人・個人事業主の方へ（提出資料について）」が掲載されています。）、迅速に紛争解決を図るためにも、早期に全ての証拠資料を提出することをお願いしています。

Q15

領収書やレシートなどの証拠資料が、全ては残っていない（一部しかない）のですが、申立てをすることはできますか？

A15

申し立てることは可能です。

ただし、和解仲介手続の中で、それを補うための資料等の提出を求められることがあります。

Q16

申立書や証拠書類にマイナンバーを記載する必要はありますか？

A16

手続には不要ですので個人情報保護の観点から記入しないでください。

マイナンバーが記載されている書類がセンターに提出された場合は、センターにてコピーを取り、マイナンバー部分を塗りつぶしたものをういて手続を進めることになり、マイナンバーが記載されている提出書類は返却いたします。

【5. 申立てのご案内等】

Q17

申立書の書き方が分からないときは、どこに聞けばよいのですか？

A17

センターのフリーダイヤル **0120-377-155**（平日10時～17時）にて、申立書の書き方のご案内をいたしますので、こちらにおかけください。

また、福島事務所及び各支所の窓口においても、ご案内しております。開所日についてはセンターのホームページをご覧ください。来所の事前予約は不要です。

Q18

自分と同じような境遇にある方の和解事例を調べることができますか？

A18

センターでは、**成立した和解事例の一部を公表**しています。

ホームページにて、個人・事業者、住所地、業種、損害項目により分類した和解実例を掲載していますので、ご参照ください。

* これらの和解事例は、あくまで当該事案の具体的内容を踏まえた仲介委員の個別判断の結果であって、他の同種事案について一般的に基準として用いられるものではないことにご留意ください。

なお、福島県内にある5か所の事務所・支所（福島事務所（郡山）、各支所（県北、会津、いわき、相双））の窓口では、簡易の和解事例集（冊子）の無料配布も行っています。

【6. 和解仲介の手続の流れ】

Q19

申立てがなされた後の手続はどうなりますか？

A19

以下のフローやホームページ上のリーフレットをご参照ください。

申立ての受理

まず、センターは、申立てを受けた後、申立書に形式的不備がないかを検討して、形式上不備がなければ申立てを受理します。形式上不備があれば申立書の補正を求めることがあり、補正がなされれば申立てを受理します。

仲介委員の氏名等の通知

申立ての受理後、仲介委員及び当事者との連絡を担当する調査官が指名されます。申立人に対しては、センターから仲介委員及び調査官の氏名などを記載した通知書が送付され（申立て後1か月～1か月半程度）、また、この通知書に前後して、東京電力から答弁書（手続開始当初における東京電力の言い分）が送付されます。

事案の検討

仲介委員指名後の審理の方法は、事案の個性に合わせて仲介委員が決めるため、事案によって異なります。仲介委員は、速やかに当事者の意見を聴いて口頭審理期日（※）開催の可否を判断し、口頭審理期日を開催する場合の日時・場所等を指定した上、充実した審理が行えるように事案の検討を開始します。

（※）口頭審理期日とは、仲介委員が当事者から直接話を聴く手続をいいます。

当事者からの事情聴取

- ① 必要に応じて、当事者の双方又は一方から面談、電話、テレビ会議、書面等により事情をお伺いします。
- ② 口頭審理手続を行う場合、当事者には、手続の開始時間までにセンター事務所受付など、センターが指定する場所にお越しいただきます。手続が開始されるまでは、センター事務所内の待合室などでお待ちいただきます。なお、遠方にお住まいの方、健康上の問題がある方などは、電話やテレビ会議による手続参加という方法もあります。
- ③ 口頭審理手続においては、提出された資料を前提に、仲介委員が当事者双方からお互いの主張や資料について事情を確認します。口頭審理期日を行う場合の手続は、当事者双方が同席する方法を進めていくことを原則としますが、和解の仲介を行うにあたって、当事者から個別に事情をお伺いすることもあります。
- ④ 口頭審理手続以外でも、センターの調査官が事案の適切な解決を目的として当事者に必要事項の問い合わせなどを行うこともあります。

Q20

口頭審理期日はどこで行うのですか？

A20

口頭審理期日は、
・仲介委員が直接お会いして話をお聞きする方法
又は
・電話やテレビ会議で話をお聞きする方法

により行います。

仲介委員が直接お会いするときは、原則として、センターの東京事務所、福島事務所（郡山）又は支所（県北、会津、いわき、相双）にお越しいただくこととなります。

テレビ会議のときは、福島事務所又は支所にお越しいただくこととなります。
電話のときは、自宅又は事業所から電話で話を伺います。

Q21

当面の生活に困っています。和解の仲介を申し立てた損害項目については、全ての和解が成立するまでは賠償金の支払を受けられないのですか？

A21

申立てを受けた後、東京電力から答弁書（手続開始当初における東京電力の言い分）が提出された段階で、**当事者間に争いがないと認められる金額については、速やかに、一部和解案の提示**を行っています。

また、その後の和解の仲介手続においても、東京電力と一部の損害項目について合意に至った場合、全ての和解が成立するまでの間に、一部和解をし、その部分について早期に支払を受けることが可能です。

当面の生活にお困りの方は、その旨を申立書に記載の上、担当の調査官にご相談ください。

Q22

東京電力に対する直接請求で回答のあった金額よりも低い金額の和解案が提示されることはありますか？

A22

センターでは、直接請求における東京電力の回答金額を上回る部分の損害のみを実質的な審理判断の対象としていますので、被害者は、最低でも直接請求において東京電力から回答のあった金額については受け取ることができます。

Q23

和解が成立した場合の手続はどうなりますか？

A23

当事者間で損害賠償に関する紛争について和解の合意が成立した場合には、その内容の和解契約書を作成していただき、当事者双方が署名押印（又は記名押印）の後、センターに、その写しを提出していただくこととなります。

センターが和解契約書の写しを受け取り、当事者間に和解が成立したことを確認できた時点で、和解の仲介手続は終了となります。

Q24

平成28年4月1日付けで東京電力の名称が変わったと聞きましたが、センターの申立てや和解仲介手続はどうなるのでしょうか？

A24

東京電力の名称変更に従う影響はありません。変更前の「東京電力株式会社」宛の申立書等も、変更後の「東京電力ホールディングス株式会社」宛の申立書等も利用できますし、手続中の申立てについてもそのまま進めさせていただきます。

Q25

申立てをしても、合意が成立しないこともありますか？また、仲介委員から提示された和解案が受け入れられないこともありますか？

A25

合意が成立しないこともあり得ますし、また、提示された和解案を受け入れることが義務づけられているわけではありません。

ただし、センターから提示された「和解案」については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と東京電力の作成した「総合特別事業計画」において、「東電としてこれを尊重する」とされています。

Q26

和解仲介手続の結果、和解が成立しなかった、和解案に納得できないときはどうなりますか？

A26

和解仲介手続は打切り等により終了しますが、これまでの主張を変更（請求の項目・対象を変えるなど）したり、新たな証拠を提示したりして、再度申立てをすることもできます。

訴訟を提起することも可能です。